

## 押印廃止について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、「押印を求める手続きの見直し等のため厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」等が令和2年12月25日に公布されました。

これに伴い、健康保険組合に届出をいただく様式について一部を除き押印が不要となりましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 不要となる押印

令和3年4月1日提出分より、届出等における以下の押印は不要となります。

- ・ 被保険者（申請者）印
- ・ 社会保険労務士印
- ・ 事業主印
- ・ 医師、歯科医師・助産師等の印

#### 2. 例外的に引き続き必要となる押印

以下の書類については従来どおり押印が必要になります。

- ・ 出産育児一時金支給申請書の「市区町村長の証明印」
- ・ 口座振替依頼書の「銀行取引印」及び「金融機関確認印」

#### 3. 訂正印の取扱いについて

届出等に誤記があった場合の訂正印も不要といたします。

ただし、証明者の訂正であると確認できない場合（改ざんの可能性）も想定される為訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容と証明者の氏名（サイン）をご記入ください。

#### 4. 申請書等の様式

新様式の申請書等は、順次対応してまいりますので当健康保険組合ホームページの「ダウンロード」でご確認ください。

旧様式の申請書等も引き続きご利用いただけます。㊟の記載があっても押印は不要となりますが、押印があっても差し支えありません。

当組合の申請書等の在庫やシステムの関係上、㊟の記載があるものをお送りする場合がございますが、順次調整していきますので予めご了承ください。

#### 5. 留意事項

- ・ 提出された届出等の内容について疑義等が生じた場合、事業主・被保険者の方に電話等で照会させていただくことがあります。
- ・ この取り扱いは紙媒体による届出にかかるもので、電子申請においては引き続き電子証明書や社会保険労務士の提出代行に関する証明書の添付が必要となります。

【お問い合わせ先】 業務課 : 03-3624-7421